

令和2年度観光デジタルコンテンツ作成業務
受託者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 観光デジタルコンテンツ作成業務の委託に当たり、企画提案方式により最も適した者を選定するために、委員会を設置する。

(名称)

第2条 この委員会は、観光デジタルコンテンツ作成業務受託者選定委員会（以下、「委員会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 提案書提出者（指定業者）の選定に関する事項
- (2) 提案書の採用に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第4条 委員会は、委員長と委員で組織し、別表のとおり構成する。

2 委員長は、会務を掌握する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議に付する事案について緊急を要する場合は、委員長が個別に委員から同意を得ることで、会議に代えることができる。

(議事の取扱い)

第6条 議事については、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、この会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、観光政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

別表

委員長	観光交流局長
委員	観光政策課長 観光振興課長 観光政策課課長代理 観光振興課課長代理